

介護予防支援等に関する重要事項説明書

1. 事業者

名称	伊勢市北地域包括支援センター設置者 社会福祉法人 邦栄会
所在地	伊勢市小俣町本町341番地104
代表者氏名	理事長 西口 憲次
設立年月日	平成6年7月11日

2. 事業所の概要

事業所名称	伊勢市北地域包括支援センター		
所在地	伊勢市馬瀬町1094番地9		
サービスを提供する地域	伊勢市 (神社港、竹ヶ鼻町、小木町、馬瀬町、下野町、大湊町、御菌町)		
職員体制	社会福祉士・主任介護支援専門員・看護師（経験あり）		
営業日	月曜日～金曜日	営業時間	8時30分～17時15分
休業日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日～31日及び1月1日～3日 上記規定に関わらず、台風、地震などの災害、その他介護予防支援等の実施が困難な事態が発生した時には、事業所の判断により休業とする場合があります。		

3. サービスの内容（契約書第3条）

（1）運営の方針

利用者が自立した日常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切なサービスが提供できるよう、公正中立な介護予防支援等を行います。

（2）介護予防サービス・支援計画等の作成

次の各号に定める事項を行い、介護予防サービス・支援計画等を作成します。

- ① 利用者の自宅等を訪問し、利用者及び利用者の家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における介護予防サービス等の内容、利用料等の情報を適正に利用者及び利用者の家族に提供します。利用者は複数の介護予防サービス事業所等の紹介を求めることができます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上の留意点を盛り込んだ介護予防サービス・支援計画等の原案を作成します。
- ④ 介護予防サービス・支援計画等の原案に位置付けた指定介護予防サービス事業所等の選定理由を利用者及び利用者の家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑤ その他、介護予防サービス・支援計画等の作成に関する必要な支援を行います。
- ⑥ 介護予防サービス・支援計画等作成後、その内容に基づいて給付管理を行います。

4. 料金（契約書第7条）

介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント（介護予防サービス・支援計画等作成等）に関するサービス利用料金については別紙のとおりとし、利用者の自己負担はありません。

ただし、介護予防支援の利用者が、保険料滞納等により介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、一旦料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行することになります。この証明書を市介護保険課に提出すると払い戻しされる場合があります。

5. 秘密保持及び個人情報の保護（契約書第9条）

6. 事故発生時の対応（契約書第10条）

7. 賠償責任（契約書第11条）

8. 契約の終了と更新（契約書第2条、第8条）

契約の有効期間については、契約書にある満了日で一旦終了となります。ただし、利用者が事業者に対して、契約終了を申し出ない限り、自動更新となります。

9. 介護予防支援等に関する相談・苦情（契約書第15条）

利用者が医療機関に入院した場合には、利用者は当該医療機関に担当職員の氏名及び連絡先をお伝えください。

10. 介護予防支援等に関する相談・苦情（契約書第12条）

<p>【地域包括支援センターの窓口】 伊勢市北地域包括支援センター</p>	<p>所在地 伊勢市馬瀬町1094番地9 電話番号 65-5070 FAX番号 65-5075 受付時間 8時30分～17時15分（月～金）</p>
<p>【市の窓口】 ■介護予防支援に関すること 伊勢市介護保険課 ■地域包括支援センターに関すること 伊勢市福祉総合支援センター</p>	<p>■伊勢市介護保険課 所在地 伊勢市岩渕1丁目7番29号 電話21-5560・FAX 20-8555 受付時間 8時30分～19時00分（月） 8時30分～17時15分（火～金） ■伊勢市福祉総合支援センター 所在地 伊勢市宮後1丁目1番35号 電話21-5583・FAX 63-5420 受付時間 8時30分～19時00分（月） 8時30分～17時15分（火～金）</p>

<p>【その他の窓口】 三重県国民健康保険団体連合会 保健介護福祉課介護障害福祉係</p>	<p>所在地 津市桜橋2丁目96番地 三重県自治会館 2階 電話番号 059-222-4165 受付時間 午前9時～午後5時（月～金） （祝祭日を除く）</p>
-------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------

11. 虐待防止に関する事項

（1）利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとします。

- ①虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図るものとします。
- ②虐待防止のための指針を整備します。
- ③虐待防止のための定期的な研修を実施します。
- ④前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。

（2）虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市へ通報するものとします。

12. 第三者評価の実施状況

実施所の有無	無
直近の実施年月日	—
評価機関の名称	—
評価結果の開示状況	—

(重要事項説明書別紙)

〔サービス利用料金〕

介護予防支援費	4, 4 2 0 円/月
介護予防ケアマネジメント費	A 4, 4 2 0 円/月 B 3, 6 1 0 円/月
初回加算	3, 0 0 0 円
委託連携加算 ・介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費 Aに限る。 ・地域包括支援センターが介護予防支援又は介護予 防ケアマネジメントを委託する際、利用者に係る必 要な情報を事業所に提供し、事業所における支援計 画書の作成等に協力した場合に、利用者1人につき 1回を限度として算定する（当該委託を開始した日 の属する月に限る）。	3, 0 0 0 円

個人情報使用同意書

私及びその家族の個人情報については、下記に記載するところにより、必要の範囲内で使用することに同意します。

記

1 使用する目的

利用者のための介護予防サービス・支援計画の作成（変更）等に沿って、円滑にサービスが実施されるために開催される伊勢市生活支援会議・サービス担当者会議や、関係機関との連絡調整等において、必要な場合に使用する。

2 使用する期間

伊勢市北地域包括支援センターとの契約期間

3 個人情報の内容

要介護・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会における判定結果・意見、主治医意見書、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート、その他個人に関する記録及び家族に関する情報

4 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限度とし、提供にあたっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- (2) 心身状態の増悪など緊急を要すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することがある。その場合は、相手方に対して、関係者以外の者に漏れることの無いよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること。
- (3) 事業者は、個人情報を使用した会議、相手方、内容について記録しておくこと。

介護予防支援等の提供開始にあたり、利用者に対して「介護予防支援等に関する重要事項説明書」及び「個人情報使用同意書」に基づいて必要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者 所在地 伊勢市馬瀬町1094番地9

事業所名 伊勢市北地域包括支援センター

説明者氏名 印

(署名の場合は押印不要)

(説明代行) 居宅介護支援事業所

所在地

事業所名

説明者氏名 印

(署名の場合は押印不要)

私は、本書面により上記内容の説明を受け、同意しました。

利用者

住所 伊勢市

氏名 印 (署名の場合は押印不要)

(代筆者)

利用者の家族又は代理人

住所

氏名 印 (署名の場合は押印不要)

(続柄)